

第1章 はじめに

1-1 計画の背景と目的

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法に基づき、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

宇美町(以下、「本町」という。)は、三郡山系の山なみや樹齢2千年以上と伝わる宇美八幡宮の大クスなどの豊かな自然を有しています。また、地球温暖化や生物多様性の保全に向けて喫緊の取組が求められているほか、近年の生活様式や価値観の多様化のもと、安らぎや健康増進、景観形成、都市の防災性向上など、みどりのもつ多様な機能への注目が高まっています。

このようなことから、「宇美町みどりの基本計画」(以下、「本計画」という。)では、宇美町らしいみどりのまちづくりを推進することを目的とします。

1-2 計画の位置付けと目標年度

本計画は、国の「緑の基本方針(都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針/国土交通省(R6.12.20))」に基づくとともに、「第7次宇美町総合計画」等の上位計画や「宇美町都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図るものとします。

本計画の計画期間は、概ね20年間を計画期間とし、目標年度を令和27年度とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進捗等を踏まえ、適宜、適切な見直しを行うこととします。

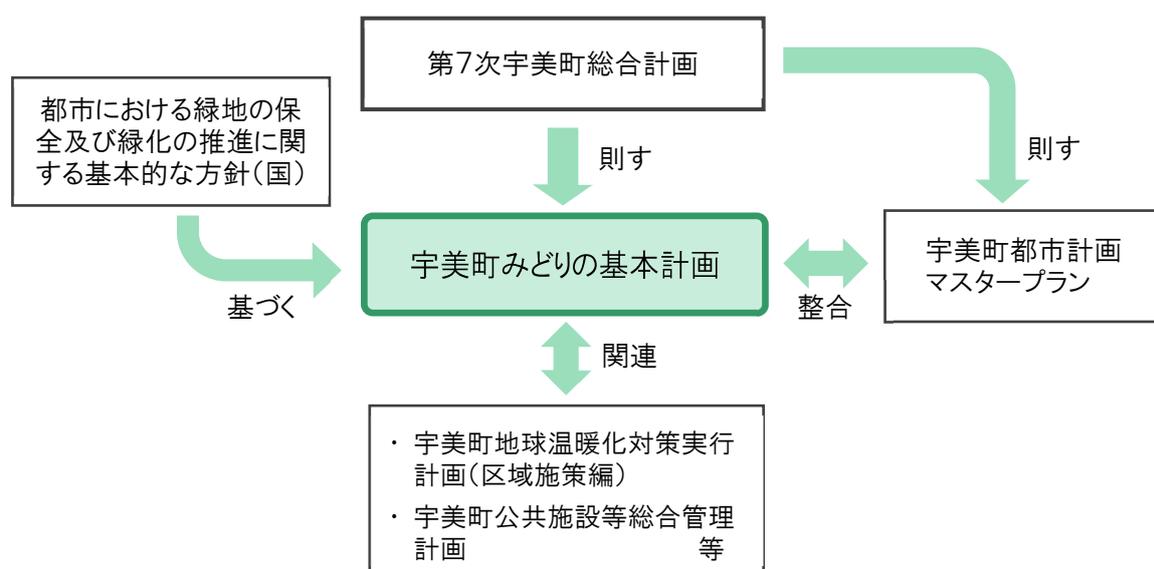


図 計画の位置付け

1-3 みどりの基本計画に関する社会動向

みどりのまちづくりの方向性を考える上で、近年の社会潮流の変化を捉える必要があります。ここでは、みどりの基本計画に関する社会動向を整理します。

(1) みどりの基本計画に関する近年の法律等の改正

人口減少や少子高齢化、都市化の進展と環境問題等への関心の高まり、社会資本の老朽化、人々の価値観の多様化など、社会状況の変化への対応が求められています。

このような背景のもと、潤いある豊かな都市空間の形成に向けて、民間の力も最大限に活用しながら、量的・質的の両面から緑地の保全・創出を総合的に図るため、都市緑地法をはじめとする都市のみどりに関する一連の改正が行われています。以下に近年の主な改正事項を整理します。

<みどりに関する法令等における近年の改正事項>

■都市緑地法関係

- 「緑地」の定義に、農地が含まれることを明確化
- みどりの基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針に関する事項を追加
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新の強化
- 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設 等

■都市公園法関係

- 公園施設の設置管理にかかる公募選定制度の創設(Park-PFI 制度)
- 都市公園で保育所等が設置可能に
- 公園内の PFI 事業に係る設置管理期間の延伸 等

■都市計画法関係

- 田園住居地域制度の創設 等

(2) グリーンインフラ

近年、激甚・頻発化している災害は、地球温暖化の影響があるとされており、温暖化抑制に資する脱炭素社会に向けた取組は極めて重要です。また、社会環境の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観は多様化しているとともに、心身の健康や生活の豊かさの重要性が再認識されています。

このような社会課題の解決に、自然環境が有する多様な機能(気温上昇の抑制、生物の生息の場の提供、良好な景観・魅力ある都市形成など)を活用する「グリーンインフラ」の概念が重要です。

グリーンインフラの概念は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす「SDGsの目標達成」にも貢献する考え方となっています。

参考)グリーンインフラとは (出典:国土交通省 HP)

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進める考え方・取組のこと。

(3) 生物多様性保全

生物多様性とは、すべての生物との間に違いがあり、互いにつながりをもっていることです。生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まっており、日本を含む世界各国で様々な取組が進められています。

国内の絶滅危惧種をまとめた「レッドリスト 2020」(令和 2 年)においては、日本の野生動植物のうち約 4 分の 1 が絶滅危惧種となっており、地球上の種の絶滅スピードは加速しています。人間を含めた生物は、互いに影響しあって複雑なバランスの中で、恩恵を受けながら生きているため、生物多様性保全への取組を一層進めていく必要があります。

(4) カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。令和 2 年 10 月、日本政府は 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

本町においても、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを自治体として目指す「ゼロカーボンシティウミ」を令和 4 年 6 月に宣言しています。

次世代へより良い環境を残すため、町全体で脱炭素社会の実現に向けて取り組めます。

1-4 みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、町内における以下のものとします。

- ・公園・緑地、オープンスペース
- ・山、森林、樹林地、農地
- ・道路、住宅地等の民有地、公共施設等の花や植栽地
- ・河川・水面等とそれら一体の花や植栽地

なお、上記のように都市の「みどり」を幅広く対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では、「みどり」と平仮名で表現します。



図 本計画で対象とするみどりのイメージ

1-5 みどりの持つ機能

都市のみどりには、「環境保全」、「防災」、「景観形成」、「レクリエーション」といった様々な機能があります。これらの機能により、環境負荷の軽減のみならず、生活にゆとりや潤いをもたらし、人々が心身ともに健やかで充実した状態で過ごせるよう寄与するとともに、都市に新たな価値を創造する可能性を持っています。

■環境保全機能

- みどりは、様々な生物の生息場所として生態系を構成し、生物多様性の保全に寄与します。
- 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和等の機能を有します。



生物の生息環境

緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善※

■防災機能

- 都市公園や緑地は、火災の延焼防止空間や避難場所、災害時の救援等活動拠点として、都市の安全性・防災性を高めます。
- 山地の樹木が根を張ることにより、土砂の崩壊防止につながります。
- 森林や農地は雨水を貯留することで河川に流出する水量を減少させることができます。



流出量の調整、土砂の流出防止



災害時の避難場所※

■景観形成機能

- みどりは、地域の気候、風土に応じ、四季の変化を実感できる景観をつくり、地域の人々に懐かしさや安らぎをもたらす等、ふるさとの原風景となります。
- 街路樹や建物周辺の緑化等は、都市の景観に潤いをもたらします。



美しい景観の形成



地域コミュニティの活動

■レクリエーション機能

- 公園やスポーツ施設、散策路等は、町民の身近な憩い・健康増進・交流の場となり、様々なレクリエーションの機会を提供しています。
- みどりのある空間やみどりとのふれあいにより、心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにします。



憩い・やすらぎの場の提供※



スポーツ・レクリエーションの場

※資料：都市公園のストック効果向上に向けた手引き



井野山からみた市街地と山なみ



河原谷の大つらら